

杉並区景観条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年10月19日

杉並区長

岸本聡子

杉並区条例第40号

杉並区景観条例の一部を改正する条例

杉並区景観条例（平成20年杉並区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「^{たい}堆積」を「堆積」に改め、同条第3項中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

第16条第2項第1号中「第16条第7項第1号から第3号まで」を「第16条第8項第1号から第3号まで」に改める。

第19条第2項第1号中「第16条第7項第1号から第3号まで及び第5号」を「第16条第8項第1号から第3号まで及び第6号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。